

募集要領

1. 件 名 ことばのちからイベント運営業務委託

2. 概要及び目的

松山市の新しいブランドスローガンが「幸せになろう。」に決定したことに伴い、幸せに関する「ことば」を募集し、募集活動や応募作品の発表などのPRを通して、新スローガンの普及浸透及び「ことばを大切に作るまち松山」の全国発信を図ることを目的として、民間の知識・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 履行場所 ことばのちから実行委員会委員長が指定する場所

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 ￥8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

(1) 1つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合の要件

- ① 法人格を有している者であること。
- ② 「ことば」を活かした企画等を行う業務を1年以上営んでいること。

(2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件

- ① コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者としてことばのちから実行委員会に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
- ② 代表事業者は、法人格を有している者であること。
- ③ 構成事業者のうち1者以上は、「ことば」を活かした企画等を行う業務を1年以上営んでいること。
- ④ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
- ⑤ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
- ⑥ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。

(3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- ③ 国税（消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税））及び地方税（松山市税又は本店所在地の区市町村民税）を滞納している者でないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、

- 又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- ⑤ 松山市から入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和7年8月15日（金）から令和7年8月29日（金）まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2
ことばのちから実行委員会事務局
松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課
- (3) 方 法 配布場所で直接受け取る。又は「松山市ホームページ」「市政情報」「入札・契約」のページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
＊配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づきことばのちから実行委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、原則、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、感染症の拡大状況等に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会はことばのちから実行委員会委員（3名）及び市職員（5名）で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和7年8月15日（金）～令和7年8月22日（金）17時まで
- (2) 受付方法
別紙様式1に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。
また、電子メールを送信した後に、文化・ことば課（089-948-6952）まで送信した旨の電話をすること。
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
- (3) 回答及び公表
質問者に令和7年8月25日（月）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

14. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年8月29日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 1～7」を提出すること
＊ ただし、コンソーシアムの場合は、「16. 提出書類 2～7」については、構成事業者ごとに1部

- (3) 提出部数 1部(正本1部のみ)
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
ことばのちから実行委員会事務局
松山市 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課 担当:河野、小西
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
* 持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)

15. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年9月8日(月)17時(必着)
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 8~14」およびチェックリストを提出すること。
- (3) 提出部数 各11部(正本1部・副本10部)
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
ことばのちから実行委員会事務局
松山市 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課 担当:河野、小西
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
* 持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)
* A4版ファイルに左綴じし、項目ごとにインデックスを貼付すること。
* 表紙と背表紙に、業務名と応募事業者名(コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名)を記入すること。

16. 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式2-1 又は 2-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。(発行後3ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書 (原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納付推進課)が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 * 松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にする
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (未納の税額がないことの証明)その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
6	直前2年分の財務諸表類(貸借対照表及び損益計算書の写し)	
7	経営状況等調査表(様式3)	
8	事業者の概要(様式4)	コンソーシアムの場合、事業者毎に作成
9	本業務への執行体制等 (様式5-1、5-2)	
10	参考見積書 (様式6-1 又は 6-2)	・ A4版、縦型、片面横書きとする。 ・ 見積書の別紙として、「積算内訳書」を添付すること。

1 1	企画提案書の概要（様式7）	・ A4サイズ2ページ以内に簡潔にまとめること。 ・ 選考委員が審査をする際、複数の企画提案書を比較できるようにするため、企画提案書の概要を記載すること。
1 2	企画提案書	・ A4サイズとする。 ・ 企画提案のポイントについて分かりやすく説明すること。
1 3	コンソーシアム構成表（様式8）	コンソーシアムの場合のみ提出
1 4	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

1 7. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和7年9月中旬（詳細な日時については別途通知する。）
(2) 実施場所 詳細な実施場所については、後日、別途通知する。
(3) 実施時間 1者につき25分程度 プレゼンテーション 15分程度
ヒアリング 10分程度

(4) 出席者

- ① 1者につき3名までとする。
② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、入札参加者が用意すること。

プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

また、参加者が1者の場合、プレゼンテーションを行わず、書類審査とすることがある。

1 8. スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公表 令和7年8月15日（金）
(2) 募集要領等に関する質問の受付 令和7年8月15日（金）
～令和7年8月22日（金）
(3) 質問への回答・公表 令和7年8月25日（月）
(4) 参加表明書の提出締切り 令和7年8月29日（金）
(5) 応募業者数等の公表 令和7年9月2日（火）
(6) 提案書等の提出締切り 令和7年9月8日（月）
(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和7年9月中旬（予定）
(正式な日時・場所は、後日、別途通知する。)
(8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和7年9月下旬（予定）
(9) 契約締結・公表 令和7年10月上旬（予定）

1 9. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(2) 募集要領に違反した場合
(3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
(4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
(5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
(6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
(7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は、ことばのちから実行委員会に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (9) 特定結果の公表の際は、非特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

22. ことばのちから実行委員会事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

松山市 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課 担当：河野、小西

TEL：089-948-6952

FAX：089-934-1913

メールアドレス：bunkakotoba@city.matsuyama.ehime.jp